

地方交付税法等の一部を改正する法律の概要 (平成27年法律第3号)

I 一般財源総額の確保と地方交付税の算定内容の改正等(通常収支分)

- (1) 地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乗せして、平成26年度の水準から1.2兆円増額。その上で臨時財政対策債の発行を大幅に抑制

区分	平成27年度	平成26年度	増減額
一般財源 (地方税+地方交付税等)	61兆5,485億円	60兆3,577億円	+1兆1,908億円
うち地方交付税	16兆7,548億円	16兆8,855億円	▲1,307億円
臨時財政対策債	4兆5,250億円	5兆5,952億円	▲1兆702億円

- (2) 地方交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、地方交付税率を見直し

	所得税	法人税	消費税	酒税	たばこ税	地方法人税
現行	32%	34%	22.3%	32%	25%	100%
改正後	33.1%	33.1%	22.3%	50%	二	100%

- (3) 地方創生に取り組むための経費を地方財政計画に1.0兆円計上したことに伴い、当該経費を算定するため、「地域の元気創造事業費」(H26創設)に加えて、当分の間の措置として「人口減少等特別対策事業費」を創設
- (4) 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用
- 公庫債権金利変動準備金(3,000億円)を交付税特別会計へ繰り入れる特例を創設
- (5) 普通交付税の算定内容の改正
- 平成27年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額等を改正

II 震災復興特別交付税の確保(東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため、震災復興特別交付税を5,898億円確保

III その他

公営競技納付金制度(※)を平成32年度まで延長

(※) 公営競技施行団体が、地方公共団体金融機構に対し、収益の一部を地方公共団体向け貸付金の金利を引き下げる資金として納付する制度

施行期日 平成27年4月1日